

東京都人事委員会事業概要(平成16年度)より抜粋

(別添)

2 労働基準監督機関としての事務

職員に対しては、原則として労働基準法、労働安全衛生法及び船員法の規定が適用されるが、労働基準法別表第1第12号(学校、試験・研究所等)及び同表以外の官公署(都税事務所等一般行政事務所)のいわゆる非現業事業場に勤務する職員の勤務時間その他の勤務条件等についての労働基準監督機関としての権限は、人事委員会が行うことと定められている(地方公務員法第58条第5項)。

平成16年4月1日現在、当委員会が所管する事業場及び職員(特別職・単純労務職<技能業務職>を除く一般職員)の数は次の表のとおりである。

区分	知事部局	教育庁	警視庁	東京消防庁	行 委 員 会	政 会	計
事業場数	所 232	所 277	所 175	所 104	所 9		所 797
職員数	人 15,222	人 18,250	人 43,997	人 17,521	人 396		人 95,386

(1) 定期監督等

人事委員会は、前記適用事業場の中から年度計画に基づいて選定した事業場に対し、勤務条件に関する法令違反を防止するとともに職員の利益保護を図ることを目的として、定期監督、安全調査及び有害物調査を実施している。

平成15年度の実施状況は、次の表のとおりである。

なお、平成16年度からは、全事業場に対して、勤務状況の基礎データを得るため、年度当初に「勤務状況調査」を実施している。

(2) 特定機械等の検査

ボイラー及び圧力容器安全規則、クレーン等安全規則、ゴンドラ安全規則等に基づいて、特定機械等の検査を実施している。

平成15年度の実施状況は、次の表のとおりである。

区分	設置届	落成検査 (A)	性能検査 (B)	変更届	変更検査 (C)	使用再開検査 (D)	使用廃止	検査基数計 (A)+(B)+(C)+(D)
ボイラー・ 第一種 圧力 容器	基 1	基 2	基 263(167)	基 1	基 1	基 6	基 9	基 272
クレーン等	0	0	5(2)	0	0	0	0	5
ゴンドラ	0	-	44(27)	2	2	0	1	46
計	1	2	312(196)	3	3	6	10	323

(注) ()内は委託検査基数で内数である。

なお、当局が実施していた性能検査は、平成16年度から労働安全衛生法の改正により、登録性能検査機関が行うこととなった。

(3) 解雇予告除外認定

職員を解雇しようとする場合においては、30日以上前に予告するか、あるいは30日以上平均賃金を解雇予告手当として支払わなければならない。ただし、職員に重大な責任があったことを理由（労働者の責に帰すべき事由）に解雇しようとする場合には、あらかじめ人事委員会の認定（解雇予告除外認定）を受けることによって解雇の予告又は解雇予告手当の支払いを行うことなく即時に解雇することができる。

平成15年度中に人事委員会が認定した解雇予告除外認定 …………… 19件

(4) 非常災害等による労働時間延長許可

災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合においては、人事委員会の許可を受けて労働時間を延長し又は休日に労働させることができる。

平成15年度中に人事委員会が許可した労働時間延長許可 …………… 0件

(5) 宿日直許可

宿直又は日直の勤務で継続的な業務については、人事委員会の許可を受けて、原則1日8時間・週40時間の労働時間の規定にかかわらず従事させることができる。

平成15年度中に人事委員会が許可した宿日直許可 …………… 2件

(6) 時間外・休日労働に関する協定届

学校、試験・研究所等で、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその組合、当該労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者と使用者との間で書面による協定を締結し、これを人事委員会に届け出た場合、その協定の定めるところによって時間外又は休日労働をさせることができる。

平成15年度中に人事委員会が受理した時間外・休日労働に関する協定届……357件

(7) その他平成15年度中における労働安全衛生法及び関係規則に基づく諸届等

特定機械等の各種届出等……………	341件
衛生管理者選任報告……………	283件
定期健康診断報告……………	753件
職員死傷病報告……………	329件
産業医選任報告……………	57件